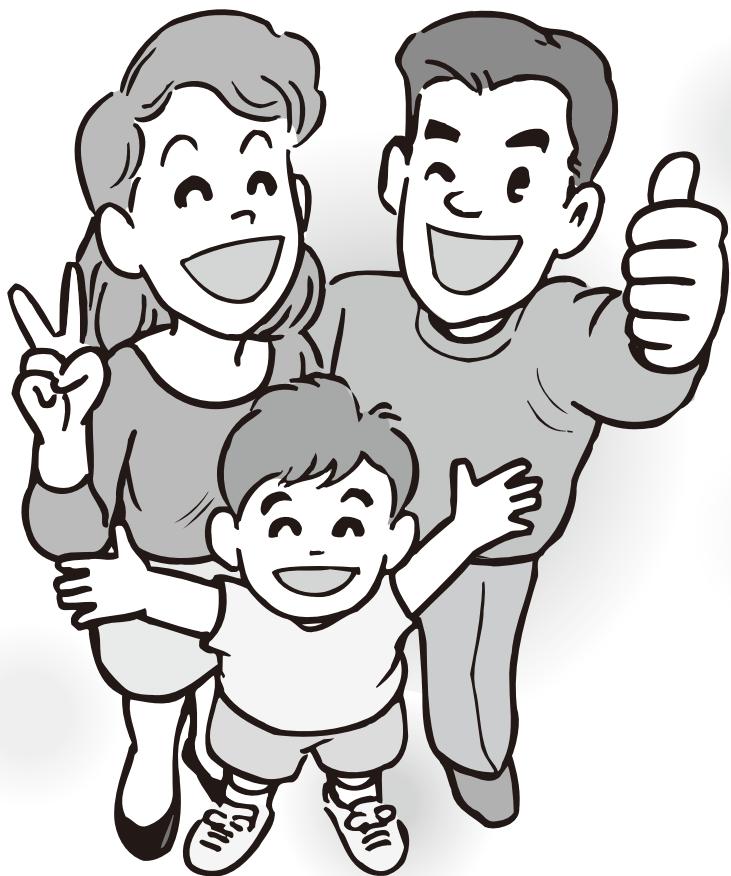


PTA 安全互助会の手引



この手引は、毎年発行していますので、最新版をご利用ください。

長崎県PTA連合会
PTA安全互助会

長崎県PTA連合会ホームページ
<https://nagasaki-pta.jp/>



長崎県PTA連合会PTA安全互助会の概要

1 長崎県PTA連合会PTA安全互助会（県PT連安全互助会）制度

県PT連安全互助会は、会員の皆様が安心してPTAの活動をするため、会員の方の災害補償と各郡市町PTA連合会の研修の充実を図ることを目的とした制度です。

		内 容
会員資格 (加入者)		PTAの会員
会 費		1会員・・・260円（単位PTA毎に全員加入）
受給者		PTA会員、園児児童生徒、PTA会員の同居の親族、PTAの活動への参加が事前にPTAより認められている者（PTA活動ボランティア）
給付金 （※委託補償）	傷害 (会員のケガ・熱中症等) (主催・共催行事中・そのための通常の往復途上)	<ul style="list-style-type: none"> ●死 亡・・・674万円 ●後遺障害・・・程度に応じて26.96万円～674万円 ●入 院・・・日額4,500円 (事故の日からその日を含めて180日以内) ●手 術・・・入院中45,000円 入院中以外22,500円 (1事故につき1回) ●通 院・・・日額3,000円 (事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日分限度) <p>※ 同日の入院保険金と通院保険金の重複支払不可</p>
	賠償責任補償 (限度額) (第三者への賠償) (主催活動中)	<ul style="list-style-type: none"> ●対 人・・・1名5,000万円／1事故1億円 (免責1,000円) ●対 物・・・1事故500万円 (免責1,000円) ●借用物・・・1事故 10万円 (免責5,000円) ●食中毒・・・1名5,000万円／保険期間中1億円 (免責1,000円)
対象となる行事・活動	単位・郡市町・県PTAの役員会、各種研修会、スポーツ大会、親子行事等のPTAの活動、PTA主催・共催事業等	
引受会社	<p>【引受幹事保険会社】 AIG損害保険株式会社 【共同引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 【取扱代理店】 株式会社 エーアイ</p>	
財物損害見舞金 (自主運営)	上記給付金で支払われない場合で救済が真にやむをえないときに限り適用	

※ 上記委託補償の保険契約は、長崎県PTA連合会（PTA安全互助会）を保険契約者とし、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は長崎県PTA連合会（PTA安全互助会）が有します。

※ 安全互助会は、全会員の加入を原則としています。委託補償の保険料については、保護者会員の会費分を保険会社へ支払います。なお、教職員会員の保険料相当額分は、PTA研修充実のため県内郡市町PTA研修補助金等に充当します。

2 受給者

- ① P T A会員
- ② その園・学校に在籍している園児・児童・生徒
- ③ P T A会員の同居の親族
- ④ ボランティア
 - ・ P T A会員と同居していない親族※1
 - ・ P T A活動のために、会長が参加協力を依頼した者（個人）

3 加入について

① 単位 P T Aごとの全員加入をお願いします。希望者のみの加入ではありません。

会費は、260円×会員数（保護者会員数・教職員会員数を含む）です。

② 会費の納入について

（ア） 市P連所属の単位 P T A

各市P連事務局に取りまとめをお願いしています。締切日、集金の方法など各市P連事務局の連絡にしたがって納入してください。

（イ） 町P連所属の単位 P T A

単位 P T Aごとに直接県P連事務局へ納入をお願いしています。締切日、集金の方法など県P連の連絡にしたがって納入してください。

③ 4月1日午後4時から翌年4月1日午後4時までの間に発生した災害は給付金の支払対象となります。

④ 転入者については、その単位 P T Aの加入手続きが完了すれば、会員の資格を有することになります。（会費を納める必要はありません）

なお、県外への転出者については、転出日より資格を失うものとします。

⑤ 会員名簿の提出は不要です。

⑥ ボランティア名簿については、P T A安全互助会の手引き様式1に必要事項を記入し、P T Aの活動が行われる前に県P連事務局へ送付してください。

名簿送付前の事故等については、補償できない場合がありますのでご注意ください。

（P.16 様式1をコピーまたは、県P連ホームページの中にも掲載していますので、ダウンロードしてご記入ください。）

4 給付についての留意事項

① 活動は事前に活動計画を会長へ提出し、承認を受けるようにしてください。また、準備運動や安全点検等の事故防止に留意してください。

② 諸様式については手引書のP.18.20をコピーしてご使用ください。また県P連ホームページの中にも掲載しています。ダウンロードしてご記入ください。

③ 傷害給付金についてはP.3、賠償給付金についてはP.4、財物損害見舞金についてはP.5を参照してください。

※1 P.25の用語の定義をご覧ください。

（注1） P T Aの活動とは、P T Aの管理下で行われるP T A行事・P T A活動です。

P T A行事とP T A活動については、P.29のP T A団体傷害保険特約とP.31のP T A特別約款のそれぞれ〈用語の定義〉に基づきます。

（注2） 主催とは、単位 P T A・郡市町P連・県P連が行う事業について、主導的立場に立って企画から終了まで責任を持って実施することをいいます。

（注3） 共催とは、単位 P T A・郡市町P連・県P連と他の者が行う事業について、平等の立場に立って企画から終了までを実施することをいいます。

傷害給付金について

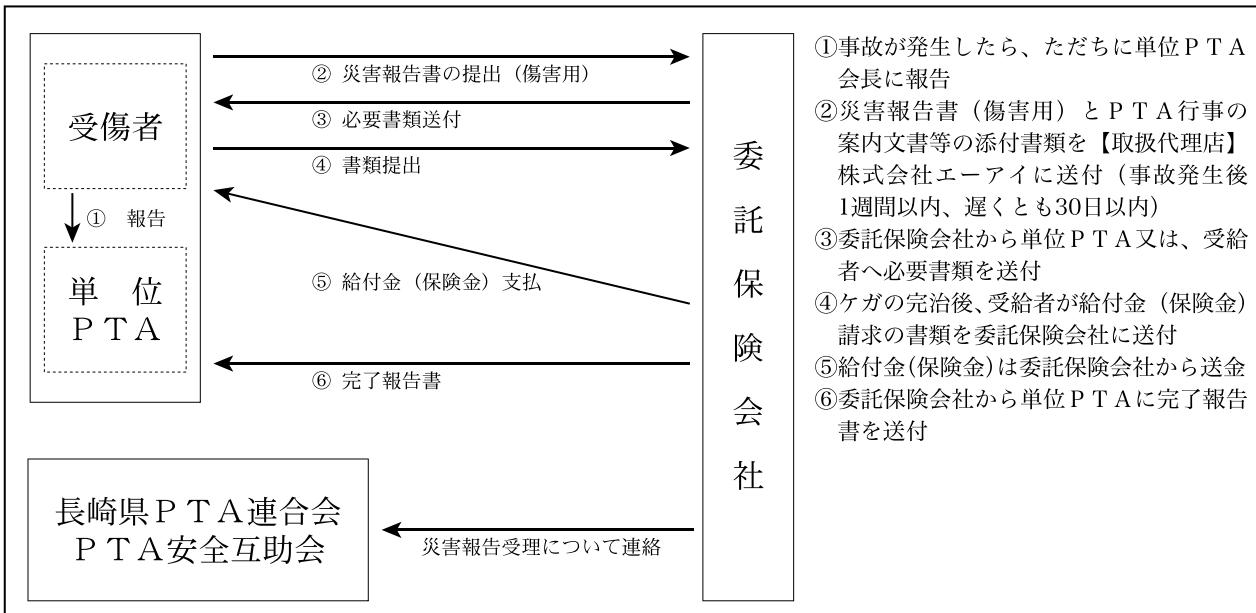
対象となる事故等	種類	金額
● PTA行事中のケガ 往復途上中のケガ 打撲・骨折・捻挫・アキレス腱断裂・熱中症 (日射病、熱射病)など その他医師の診断、治療を必要とするもの 注) ただし、病気、靴ずれ、野球肩スポーツ肘等は対象外	死 亡	674万円
	後遺障害	程度に応じて26.96万円～674万円
	入 院	日額4,500円(180日限度)
	手 術	入院中45,000円 入院中以外22,500円 (1事故につき1回) 注) 軽微な手術は対象外
	通 院	日額3,000円(90日分限度)

日本国内においてPTA行事参加中に、受給者が偶然な事故によってケガをした場合等に支払います。

※園児児童生徒については、日本スポーツ振興センター法に基づく補償制度の給付対象となる場合は、支払対象となりません。

※文部科学省及び厚生労働省から通知された「放課後子ども総合プラン」に基づく「放課後子ども教室」は、県PT連安全互助会の支払対象となりません。

[給付までの流れ]



[災害報告書と添付資料]

- 1 災害報告書
 - ・P.18 様式2をコピーし、記入してください。
- 2 会長承認済みのPTA行事であることを証明する文書
(会長名の入った案内文または会長名の入った要項など)
 - ・PTAが主催・共催であることを文書内に明記してください。
 - ・使用される会長印はすべて公印（角印）です。
 - ・書類提出前に会長の確認をお願いします。
- 3 練習中のケガは上記2に加えて、練習日程表も提出してください。

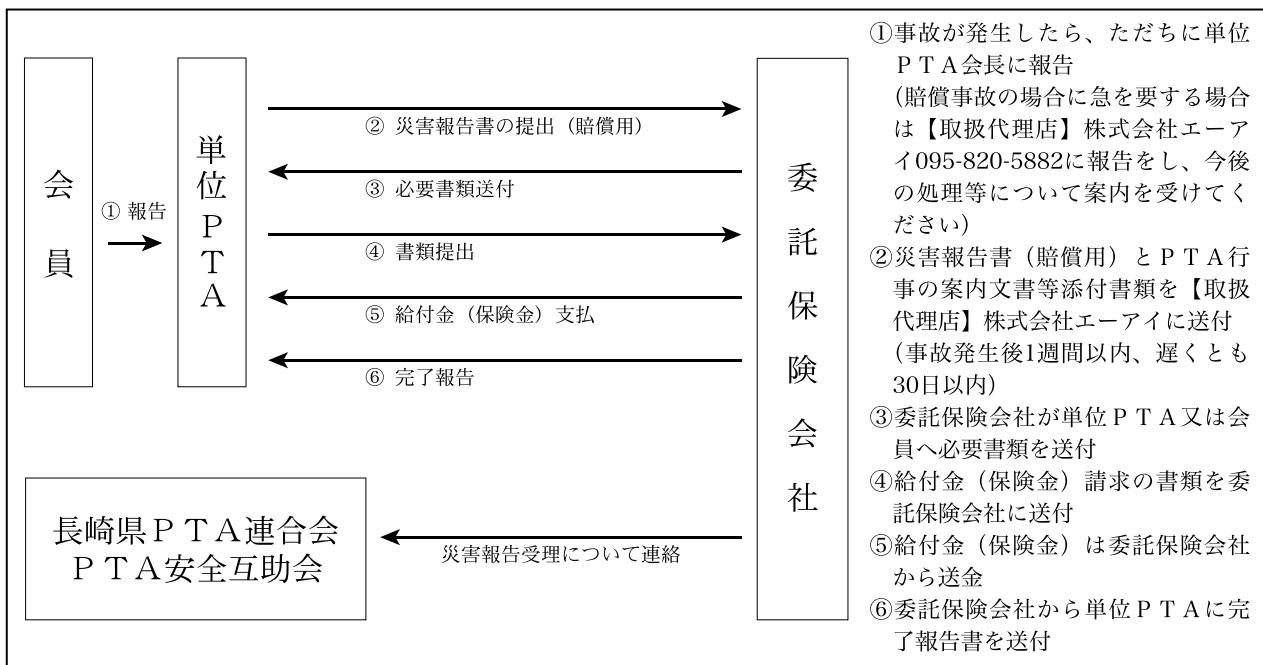
賠償給付金について

対象となる事故等	種類	金額(支払限度額)
<ul style="list-style-type: none"> ● PTA活動のみ対象 ● PTA活動中の対人・対物の賠償事故 ● PTA活動中第三者から借りていた物品の破損等 ● PTAが提供した飲食物による食中毒 	対人賠償	1名 5,000万円／1事故 1億円 (免責 1,000円)
	対物賠償	1事故 500万円 (免責 1,000円)
	借用物賠償	1事故 10万円 (免責 5,000円)
	食中毒	1名 5,000万円／保険期間中 1億円 (免責 1,000円)
● PTAおよびPTAの役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談や委任費用	弁護士費用	1事故 100万円／ 保険期間中 1億円

PTA活動中に他人（第三者）の人身、または財物に損害を与えた場合、第三者から借用した財物等を損壊・紛失し、または盗難により、PTAが法律上の損害賠償責任を負った場合に支払います。

※文部科学省及び厚生労働省から通知された「放課後子ども総合プラン」に基づく「放課後子ども教室」は、県PTA連安全互助会の支払対象となりません。

[給付までの流れ]



[災害報告書と添付資料]

- 1 災害報告書
 - ・P.20 様式3をコピーし、記入してください。
- 2 会長承認済みのPTA活動であることを証明する文書
(会長名の入った案内文または会長名の入った要項など)
 - ・PTAが主催であることを文書内に明記しておいてください。

- ・使用される会長印はすべて公印（角印）です。

- ・書類提出前に会長の確認をお願いします。

3 練習中の事故は上記2に加えて、練習日程表も提出してください。

〔注意事項〕

賠償事故の場合は、あらかじめ保険会社に相談することなく示談や賠償金の支払いをしないよう注意してください。

財物損害見舞金について

対象となる事故等	金額
賠償給付金で支払われない場合で、救済が真にやむをえないときに安全互助会の運営委員会で判断をして、支払います。	財物最高額 5万円 眼鏡最高額 3万円 (遮光のみのサングラスは除く)

財物損害見舞金の請求

①県P連安全互助会に請求をしてください。詳しくは、財物損害見舞金給付規程をお読みください。

長崎県 P T A 連合会 P T A 安全互助会規約

(名 称)

第1条 本会は長崎県 P T A 連合会 P T A 安全互助会（以下県 P 連安全互助会という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は P T A の活動の円滑な運営を図るため、 P T A の活動に会員が参加し、人身を傷害、或は第三者の人身又は財物に損害を与えた場合に、給付金を保険会社に委託、財物損害見舞金は自主運営とし、給付措置をとることを目的とする。

2 本会は、各郡市町 P T A 連合会の研修の充実を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 P T A の活動とは P T A 行事又は P T A 活動を指し、 P T A が主催、又は共催する活動で、あらかじめ計画し実施される活動をいう。

2 傷害給付金については、 P T A の活動は P T A 行事を指し、日本国内において P T A が企画・立案し主催又は共催する行事で P T A 総会、運営委員会など、 P T A 会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいう。

（注）名称は問わない。

3 賠償給付金については、 P T A の活動は P T A 活動を指し、日本国内において P T A の目的にそって P T A が企画・立案し主催する学習活動および実践活動で P T A 総会、運営委員会など P T A 会則（注）に基づく正規の手続を経て決定された諸活動をいう。

（注）名称は問わない。

(会 員)

第4条 県 P 連安全互助会は、県 P 連に加入する単位 P T A の会員をもって構成する。

(事 務 局)

第5条 県 P 連安全互助会の事務局は、会長の指定する場所（長崎市竹の久保町 12 番 9 号）に置く。

(業 務)

第6条 県 P 連安全互助会は、次の業務を行う。

（1）会員が P T A の活動に参加し、人身を傷害し又は第三者に損害を与えた場合における給付金等の支払いに関すること。なお、支払いに関しては本会が指定する保険会社に委託する。

（2）財物損害見舞金の支払いに関する事業。

（3）県 P T A 連合会に加入する郡市町単位の P T A 連合会研修会等への助成金給付事業。

(役 員)

第7条 県 P 連安全互助会に、次の役員を置く。

（1）会 長 1 名

（2）副 会 長 6 名

（3）理 事 17 名

- (4) 運営委員 7名
- (5) 監査員 4名

2 会長は県P連会長を、副会長は県P連副会長を、理事は県P連理事を、監査員は県P連監査員を充てる。
3 運営委員は、正副会長を充てる。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。

- 2 役員は、新役員が決定するまでその職を行う。
- 3 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第9条 会長は県P連安全互助会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき会長の職務を代理する。
- 3 理事は、業務の重要事項を審議する。
- 4 運営委員は、業務の運営にあたる。
- 5 監査員は、会務を監査する。また、会長の求めにより運営委員会並びに役員会に出席し、会務および会計に関する説明をすることができる。
- 6 会長は必要に応じ、諮問機関を設けることができる。諮問機関の詳細は会長が決め、招集する。

(役員会)

第10条 役員会は、会長が召集する。

- 2 役員会は、会長、副会長、理事をもって構成し、理事の過半数の出席をもって成立し、出席理事の過半数をもって議決する。

(運営委員会)

第11条 運営委員長は、会長が兼ねる。

- 2 運営委員会は、会長が召集する。
- 3 運営委員会の決議には、前条第2項を準用する。

(事務局)

第12条 県P連安全互助会に事務局職員を置く。

- 2 職員は、役員会の承認を受け、会長が委嘱する。
- 3 職員は、会長の命を受け、県P連安全互助会の業務に関する計画・連絡・記録をし、その他必要な事務を処理する。

(会費及び給付期間)

第13条 会費は、1会員年間260円とする。

- ただし、保険料、郡市町研修補助金等及び事務局維持費に充てる。
- 2 加入しようとする単位PTAは、所定の手続きにより、会費額260円に会員数を乗じた金額を県P連安全互助会事務局に会計年度の始まる4月1日から6月30日までに納入しなければならない。

- 3 前項の期限終了後、加入を希望する単位PTAは、その会計年度の3月31日までに加入手続きをし、前項の会費を納付することができる。
- 4 給付金・見舞金の支払いの対象となる災害は、4月1日午後4時から翌年4月1日午後4時までの間に発生したものとする。
- 5 納入した会費は、返還しないものとする。

(給付金)

第14条 受給者の人身の傷害に関する給付金及び、第三者に対する損害賠償金については、委託保険会社と締結した傷害保険普通保険約款および特約と賠償責任保険普通保険約款および特約を適用する。ただし、園児児童生徒については、日本スポーツ振興センター法に定めるところによる給付対象となる傷害、教職員については、公務災害と認定された傷害については支払いの対象とならない。

(財物損害見舞金)

第15条 前条にて支払いの対象とならない事案であっても、その活動が本会の目的に適合し特段の事由があるときは、運営委員会の審査判断により県P連安全互助会から5万円の範囲内で、支払うことができる。ただし、前条のただし書きを準用する。

(給付)

第16条 給付金の請求があった場合は、委託保険会社との間で締結した損害保険契約に基づき支払うものとする。

(都市町研修補助金)

第17条 各都市町の研修充実を目的として、会員数、小規模PTA等を考慮して給付する。
2 郡市町研修補助金は、郡市町の研修会及び日P・九P・県P等の研修会参加の補助に充てる。

(運営資金)

第18条 県P連安全互助会の業務の運営に要する資金は、次の各号に掲げるものをもって充てるものとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第19条 県P連PTA安全互助会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。会長は役員会並びに加入単位PTAへ会計報告を行うものとする。

(剩余金の処分)

第20条 剩余金の処分については、役員会で定める。

(規定)

第21条 役員会は、規約を実施するために必要な規定を定めることができる。

(規約改正事項の処理)

第22条 この規約の改正又は必要事項は、役員会で定める。

付則

- 1 この規約は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 平成21年4月 1日 一部改正
- 3 平成29年6月 3日 一部改正
- 4 令和元年6月 1日 一部改正
- 5 令和2年2月15日 一部改正
- 6 令和4年2月19日 一部改正
- 7 令和4年6月 4日 一部改正

[参考資料]

〈傷害保険〉 手引きP29より

<用語の定義>

- (1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
か 学校・保育所	次の①～③のいずれかをいいます。 ① 学校教育法に規定する大学を除く学校 ② 児童福祉法に規定する保育所（注） ③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園 (注)家庭的保育事業、小規模保育事業および事業所内保育事業を行う施設等を含みます。
た ひ 単位PTA	学校・保育所単位のPTAをいいます。 父母と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校・保育所および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。
PTA会員	保険証券記載のPTA会員をいいます。
PTA管理下	PTA会員の所属する単位PTAまたはその単位PTAが所属している組織もしくは構成員となっている組織の指揮、監督および指導下をいいます。
PTA行事	日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。 (注)名称の如何を問いません。

〈賠償責任保険〉 手引きP31より

<用語の定義>

- (1) この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
か 学校・保育所	次の①～③のいずれかをいいます。 ① 学校教育法に規定する大学を除く学校 ② 児童福祉法に規定する保育所（注） ③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園 (注)家庭的保育事業、小規模保育事業および事業所内保育事業を行う施設等を含みます。
し 障害	傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
そ 損壊	滅失、破損または汚損をいい、紛失、盗取および詐取を含みません。
ふ 普通約款	この特別約款が付帯された賠償責任保険（個人用）普通保険約款をいいます。
ほ 保管物	保険証券に記載されたPTAが第三者から借用し、使用または管理するスポーツ用具等の財物をいいます。
P PTA	父母と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校・保育所および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。
PTA活動	日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動および実践活動でPTA総会、運営委員会等PTA会則（注）に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。 (注)いかなる名称であるかを問いません。
PTA管理下	PTAの指導、監督および指導下において、PTA活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。
PTA役員	会長、副会長、書記、会計、監査、理事、監事、委員長、副委員長、委員その他これらに準ずるものをいいます。

給付金支払規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、県P連安全互助会が委託する保険会社の約款に基づき、会員が日本国内におけるPTAの活動に参加することにより、人身を傷害したことについての給付金、又は第三者に与えた損害のてん補金を支払うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(受 給 者)

第2条 PTA会員、園児児童生徒、PTA会員の同居の親族、PTAの活動への参加が事前にPTAより認められている者（ボランティア）で、PTAの活動に参加し人身を傷害又は第三者から損害賠償の請求を受けている者とする。ただし、死亡の場合は法定相続人とする。

(給付の対象)

第3条 傷害給付金及び賠償補償の給付対象となる活動については以下の通りとする。

1 傷害給付金（PTA団体傷害保険）

- ・受給者がPTAの活動に参加中の傷害事故。（ただし、園児児童生徒については日本スポーツ振興センターから支給される傷害の場合は重複して支払わない）
- ・受給者がPTAの活動に参加中の熱中症（日射病・熱射病）。
- ・受給者がPTAの活動に参加中に、食品等の摂取により細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を発症した場合。
- ・受給者がPTAの活動に参加するために自宅と行事会場との通常の往復途上において被った傷害事故。

2 賠償補償（PTA賠償責任保険）

- ・PTA活動の遂行に起因して、第三者の身体・財物に損害を与えた場合に、PTAが管理者として賠償責任を負った場合。
- ・PTA活動中にPTAが第三者から借用した用品等を使用・管理中に壊したり盗まれたことによりPTAが所有者に対し管理者として賠償責任を負った場合。
- ・PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人が食中毒等を被り賠償責任を負った場合。
- ・PTAおよびPTA役員がトラブルに巻き込まれ、弁護士へ相談や委任をする場合。

(適用除外)

第4条 次の各項については給付金を支払わない。

1 傷害給付金について

- (1) 受給者の故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- (2) 受給者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいう）を持たないで、または酒気帯びもしくは麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または軽車両を運転している間に生じた事故。
- (3) 受給者の脳疾患、疾病または心神喪失による事故。（ただし、熱中症を除く）
- (4) 受給者の妊娠、出産、早産、流産それに伴う外科的手術その他の医療処置。（ただし、委託保険会社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではない）
- (5) 前1号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故。
- (6) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの。
- (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。

(8) その他、委託保険会社の傷害保険約款による支払い対象とならないもの。

2 賠償補償について

- (1) 本会、会員の故意による損害。
- (2) 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議による損害。
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災による損害。
- (4) 会員と他人の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任。
- (5) 施設の改築、修理、取壊し等の工事に起因する賠償責任。
- (6) 自動車・車両の所有、使用、管理に起因する賠償責任。
- (7) 会員の占有を離れた物に起因する賠償責任。
- (8) 借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損に対する賠償責任。
- (9) 借用した保管物を返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に対する賠償責任。
- (10) PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた賠償責任。
- (11) PTA活動に参加するための往復途上の第三者に対する賠償責任。
- (12) その他、委託保険会社の賠償責任保険約款に基づく支払い対象とならないもの。

(給付基準)

第5条 死亡した者、終身的な肉体的障害（後遺症）がある者、負傷した者への給付金、および賠償補償については、次の各項に掲げる金額を支払う。

1 傷害給付金（PTAの活動参加中及びその活動に参加するための往復途上）

(1) 死亡給付金（死亡保険金）

急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、674万円を支払う。（事故により直ちに死亡した場合を含む）

(2) 後遺障害給付金（後遺障害保険金）

急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合は、障害の程度により、別表3（P.27）に基づき上記死亡給付金の4%～100%を支払う。

前項の規定にかかわらず、事故の日からその日を含めて180日をこえてなお治療を要する状態にあるときは、事故の日からその日を含めて181日目以降に医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害給付金を支払う。

(3) 入院給付金（入院保険金）

急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含め180日以内に医師の治療を受け入院した場合は、入院1日につき4,500円を事故の日から180日を限度として支払う。

(4) 手術給付金（手術保険金）

急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含め180日以内に病院または診療所において所定の手術を受けた場合は、手術時の入院の有無に応じて、入院中は45,000円を、入院中以外は22,500円を支払う。ただし、1事故について1回の手術に限り、2以上の手術を受けた場合はそのうち高い方の額を支払う。

※手術とは、健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および

先進医療に該当手術をいう。ただし創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は除く。

(5) 通院給付金（通院保険金）

急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含め180日以内に医師の治療を受け通院した場合（往診を含む）は、通院1日につき3,000円を事故の日から180日以内において90日分を限度として支払う。通院しない場合でも、骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊柱などの所定の部位を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネなどの固定具を常時装着したときは、装着した日数について通院したものとみなす。（柔道整復師による施術は医師の治療に準じて取扱う）

2 賠償補償付金（PTA活動中）

(1) 対人賠償・対物賠償

PTA活動の遂行に起因し他人（第三者）の人身、または財物に損害を加えたことにより、PTAが管理者として法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する。

(2) 借用物賠償

PTAが第三者から借用した財物を使用・管理中に損壊したり盗まれたりしたことにより、PTAが所有者に対し管理者として法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する。

(3) 食中毒補償

PTA活動中に提供された飲食物に起因して他人が食中毒等を被り、PTAが法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する。

(4) 弁護士費用（法律相談・クレーム対応費用補償）

PTAおよびPTA役員が、PTA活動中の事故やPTA活動を原因とするクレーム行為を受け、法律相談や弁護士委任を行う場合にかかる費用を補償する。

支払限度額は、以下の通りとする。

賠償責任	・対人賠償：1名5,000万円／1事故1億円（免責1,000円）
	・対物賠償：1事故500万円（免責1,000円）
	・借用物賠償：1事故10万円／期間中500万円（免責5,000円）
	・食中毒賠償：1名5,000万円／保険期間中1億円（免責1,000円）
	・弁護士費用：1事故100万円／保険期間中1億円

＜対象となる例＞

- ①球技大会中、打球が第三者の自動車等を破損した場合。
- ②ソフトボールの試合中、ボールが観客（第三者）の眼鏡に当たり破損した場合。
- ③PTA総会で使用するために借用した設備を落として破損した場合。
- ④PTAのバザーで弁当を提供し、食中毒を発生させた場合。

※ 賠償補償については、PTA管理者賠償責任保険約款によるものとする。

- (注) 個人が負う損害賠償は補償の対象者とはならない。
(注) PTAが共催・協賛・後援する行事は補償の対象とはならない。
(注) 競技中に参加者本人の眼鏡が破損した場合は、財物損害見舞金を請求することができる。

（報 告）

第6条 単位PTA会長は、事故が発生した時は、発生の日から30日以内に、その事故の概要を記載

した災害報告書（様式2または3）を保険会社代理店に提出しなければならない。

（給付金の支払請求）

第7条 納付金の請求は、委託保険会社から送付された書類に必要事項を記入の上、委託保険会社に書類を送付する。

（給付の支払）

第9条 納付金は委託保険会社が直接受給者等に支払う。

（除斥期間）

第10条 会員等は、事故日から2年以内に納付金を請求しないときは、その請求権を失う。

（規程改正事項の処理）

第11条 この規程の改正又は必要事項は、役員会で定める。

付則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から効力を生ずる。
- 2 平成20年4月 1日 一部改正
- 3 平成21年4月 1日 一部改正
- 4 平成25年4月 1日 一部改正
- 5 平成26年4月 1日 一部改正
- 6 平成29年6月 3日 一部改正
- 7 令和 元年6月 1日 一部改正
- 8 令和 2年6月 6日 一部改正
- 9 令和 4年2月19日 一部改正
- 10 令和 4年6月 4日 一部改正